

長野原町子育て世帯移住支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野原町への子育て世帯の移住・定住の促進及び少子化の解消、地域の未来を担う人材の確保を図るため、町外から長野原町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することを目的とする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、1世帯100万円とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の第2項から第4項の要件を満たす申請者を対象とする。

2 移住等に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、町外に在住していたこと。
- (2) 移住支援金の申請時において、転入日の翌日から起算して1年以内であること。
- (3) 移住支援金の申請時において、町外から転入後5年以上継続して居住する意思を有していること。
- (4) 町内に所在する住宅(新築、建売、中古住宅等)を取得又は賃貸等していること。
- (5) 申請日時時点で申請者が50歳未満であること。
- (6) 申請日時点において、申請者と同一世帯員が町内の認定こども園若しくはその他の保育施設又は町立学校若しくは私立小中学校へ入園等又は入学することが決定若しくは予定していること。

3 世帯に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

4 その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 長野原町移住支援金事業の対象外であること。

(2) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(3) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として群馬県及び長野原町から移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、町長が認める場合を除く。

(4) その他町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 長野原町子育て世帯移住支援金支給申請書(様式第1号)

(3) 移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(4) 町内に所在する住宅(新築、建売、中古住宅等)を取得又は賃貸等していることが分かる書類

(5) 申請者と同一世帯員が町内の認定こども園若しくはその他の保育施設又は町立学校若しくは私立小中学校へ入園等又は入学することが決定若しくは予定していることが分かる書類

(6) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人氏名)が確認できるものに限る)

(交付決定及び支給方法)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに長野原町子育て移住支援金事業にかかる移住支援金の交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

2 前項の規定により移住支援金の交付を受けたものは、長野原町子育て世帯移住支援金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに移住支援金の全額を一括で支給するものとする。

(報告及び立入調査)

第6条 町長は、当該移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第7条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に長野原町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に第3条の要件を満たさなくなった場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に長野原町から転出した場合

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

